



# 下請法から取適法へ 改正ポイント解説セミナー



令和8年1月1日から、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法（通称：下請法）」は「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」、「下請中小企業振興法」は「受託中小企業振興法」に改正されます。

本セミナーでは、各法の改正ポイントを説明します。

## 開催概要

**日時** 令和8年2月10日(火) 14時00分～15時50分（開場13:30）

参加費  
無 料

**会場** ホテルクラウンパレス浜松 3階 松の間

（静岡県浜松市中央区板屋町110-17）※会場には駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

**対象** 取適法適用対象事業者（発注事業者、受注事業者）、地方自治体、産業支援機関 等

**定員** 50名

## プログラム／講師紹介

1. 14時00分～15時30分 「取適法のポイント」

講師：公正取引委員会事務総局中部事務所下請課

2. 15時30分～15時50分 「受託中小企業振興法の概要」

講師：関東経済産業局産業部適正取引推進課

## 申込み・お問い合わせ



スマホで簡単申込み

<https://forms.gle/ifeXeshLrea46rm6>

申込期限 令和8年2月4日(水)17時

問合せ先 (公財)浜松地域イノベーション推進機構

電話 053-489-8111

メール jigyo@hai.or.jp

担当者 事業推進部 寺井・山下

※個人情報は、主催者で適切に管理し、本セミナーの管理運営の他、各種情報提供のために使用させていただきます。

主催